

令和6年度

学校いじめ防止基本方針

茅ヶ崎市立今宿小学校

茅ヶ崎市立今宿小学校いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月施行）に基づき、本校のいじめ防止基本方針を以下に記します。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、それらの行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいいます。

なお、学校の内外を問わず、児童本人がいじめを感じたものは、すべていじめとして捉えます。そのため個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、『その行為を受けた児童等の立場』で判断します。

- 「一定の人間関係にある」者とは、学校の内外を問わず、当該児童が関わっている仲間や集団などで、当該児童と何らかの人間関係にある者を指します。
- 「心理的な影響を与える行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など、直接的にではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含みます。
- 「物理的な影響を与える行為」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかったり、隠したりすることも指します。また、インターネットを通じて行われるもの等も含みます。

いじめの定義に基づいた、学校として認知すべき法律上の「いじめ」についてのイメージ図

いじめ事案の内容
【いじめA類】 意図的・継続的・集団性 →心身の苦痛
【いじめB類】 遊び・ふざけ・いじり →心身の苦痛
【いじめC類】 好意からの行為・意図せず →心身の苦痛

いじめ A 類は主として法律上、社会通念上許されない行為を指し、「重大な事案」として対応します。

A 類と B 類が重なった  については、「軽微と思われない事案」として、その内容を鑑みて対応します。

B 類または C 類についてはどの学校にも、どの児童にも日常的に起こる可能性があるものであり、それらの行為の対象となった児童の立場で「いじめ」に当たるか否かを判断し、当たる場合は「軽微と思われる事案」として対応します。

2 いじめの防止に関する基本的な考え方

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わないようにするために教育活動全体を通じて児童の心の教育の充実を図っていきます。また、教職員が児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いように努めます。さらに家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう、学校を中心としたコミュニティ一作りに努めます。

(いじめの禁止)

本校児童は、いじめを行ってはいけません。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

3 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、教育活動全体を通して道徳教育及びコミュニケーション活動等の充実を図ります。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化を図り、児童とかかわる時間を多くするように努めます。
- ・教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。
- ・発達障害を含む障害のある児童や海外から帰国した児童、災害により被災・避難した児童等、配慮が必要な児童については、児童の特性や状況を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施します。

①児童対象 学校生活アンケート 年2回（6月、11月）

アンケート後、学級の全児童への個人面談を行い、実態を把握します。

②個人面談（教育相談）を通じた学級担任による保護者からの聞き取り調査

年2回（7月、12月）

- ・児童及び保護者がいじめに関する相談ができるように以下の取り組みや相談体制を整えます。

①いじめの相談窓口の広報

②あのねボックスの活用

③心の教育相談員の活用

④スクールカウンセラーの活用

- ・相談・通報のあった事案は「いじめ調査委員会」等を通して情報を共有し、解決に向けて必要な措置を講じます。

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

- ・学校と家庭が、児童の様子について情報共有が円満にできるよう、日頃から連携を密にしていきます。

(3) いじめの早期解決のための取組み

- ・いじめを受けている疑いがある場合は、いじめの事実の有無の確認を迅速に行うとともに、児童への指導・支援を、チームで適切に行います。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた児童を最後まで守り通すという認識の下、いじめを受けた児童やいじめの事実を知らせに来た児童の安全を速やかに確保します。
- ・いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であること、いじめが及ぼす心身の影響などを指導するとともに、いじめの行為に至った背景を把握し、いじめを行った児童の保護者に対して、適切な助言や支援を行います。
- ・いじめを見ていた児童にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせることの大切さについて指導します。はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、茅ヶ崎市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。
- ・いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぎます。

(4) 家庭・地域との連携

- ・学校や家庭、地域での児童の様子について情報を共有できるよう、保護者や地域の関係団体等との連携を密にし、いじめの未然防止・早期発見に努めます。
- ・学校は、いじめの問題をより良く解決するために、いじめを受けた児童といじめを行った児童の双方の保護者を支援していきます。
- ・いじめを受けた児童に対しては、家庭と連携し、いじめから児童を守るという強い姿勢を示すとともに、児童に寄り添い、安全安心な学校生活が送れるよう、適切な助言や支援を行っていきます。
- ・いじめを行った児童に対しては、毅然とした姿勢で指導するとともに、家庭と連携して、一人一人が抱える要因や背景を的確に把握し、適切な助言や支援を行っていきます。

(5) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル教育や道徳等の必要な啓発活動を行います。

4 「いじめ調査委員会」の設置

いじめの未然防止・早期発見・早期対応等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ調査委員会」を設置します。また、いじめと疑われる相談・通報があった場合やいじめを現認した場合には、次の区分に従い各教職員が速やかに調査・対応を開始し、調査・対応結果を管理職（校長・教頭）に報告します。

(1) 「いじめ調査委員会」の構成

次の区分に応じ、下記メンバーを基本構成員とします。

＜定例会（5月・10月・2月に実施）【定例いじめ調査委員会】＞

校長、教頭、児童指導担当者、教育相談コーディネーター、学年代表、養護教諭

＜軽微と思われる事案の調査・対応【学年いじめ調査委員会】＞

当該学年代表・当該学年職員

＜軽微と思われない事案の調査・対応【学校いじめ調査委員会】＞

校長、教頭、児童指導担当者、教育相談コーディネーター、当該学年代表、当該学年職員、
養護教諭

※児童指導担当、教育相談コーディネーター、養護教諭については、校長が事案に応じて任命します。また、対応を適切に行うために追加の構成員（外部の専門職含む）が必要と判断される場合は、校長が事案に応じた補充構成員を任命します。

（2）活動内容

- ・いじめ防止基本方針の検討・年間計画作成
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

5 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、茅ヶ崎市教育委員会を通じて市長に報告し、茅ヶ崎市教育委員会と協議の上、「いじめ対応委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

（1）「いじめ対応委員会」の構成

校長、教頭、児童指導担当者、教育相談コーディネーター、当該学年職員、
養護教諭、教育委員会担当者

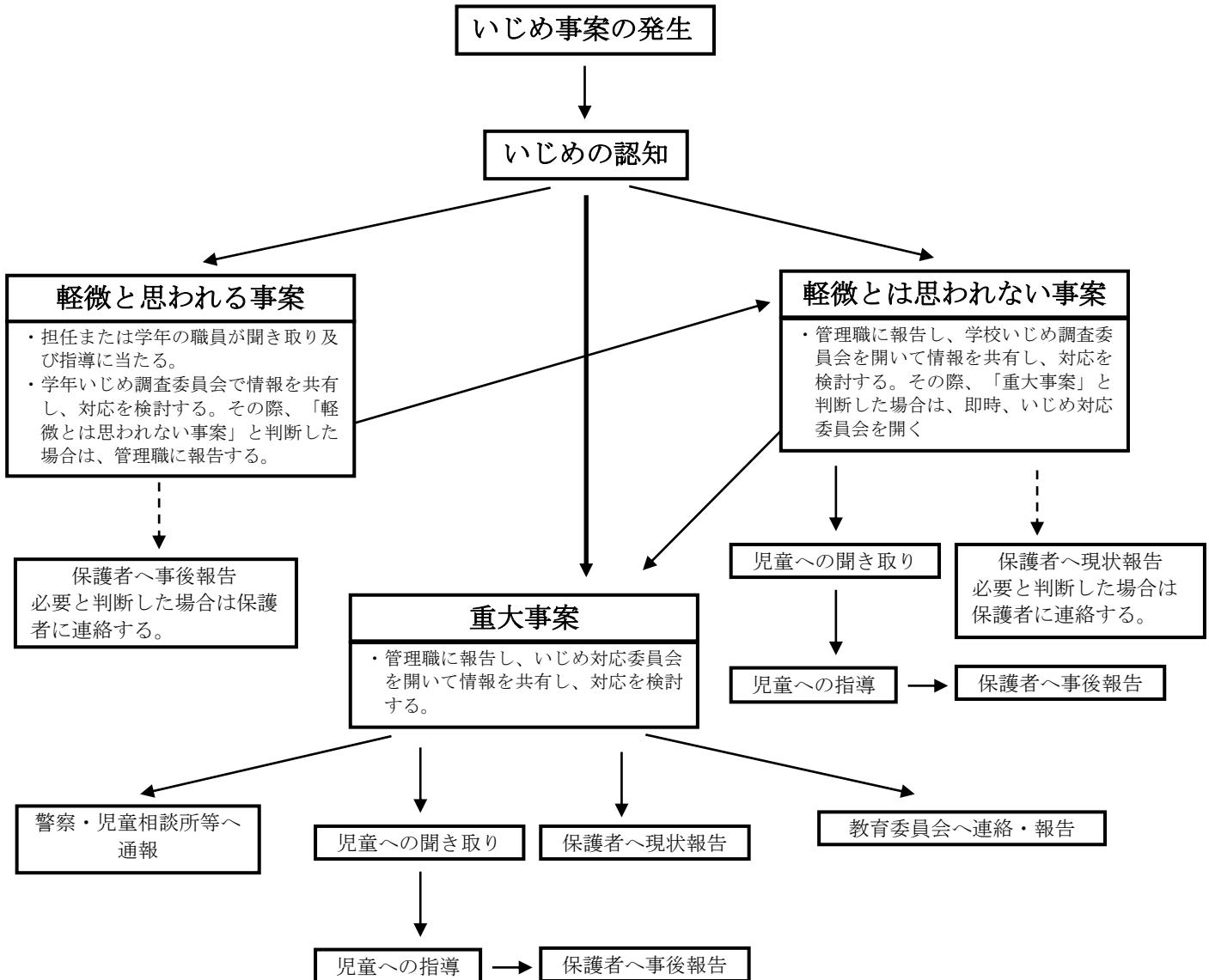
※ 事案内容により構成員については教育委員会と検討し、校長が任命します。

※構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

（2）活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・いじめを行った児童及びその保護者に対する調査の経過・結果の情報提供及び説明
- ・茅ヶ崎市教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

6 いじめ事案対応におけるフローチャート図



7 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価を通じて、適正に自校の取組みを評価します。

※本方針に明記されていない部分については、関係法令や各種ガイドラインを参照しながら、対応していきます。